

法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率表

平成22年4月
広島県

<法人県民税>

| 区 分 | | 税 率 | |
|--|---|--------------------------|--------------------------|
| | | 平成19年3月31日以前に開始した事業年度 | 平成19年4月1日以後に開始する事業年度(※1) |
| 均等割 | 次に掲げる法人 ・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの） ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人を除く）及び一般財団法人（非営利型法人を除く）（※3） ・ 資本金等の額が1千万円以下の法人 | 年額 20,000円 | 年額 21,000円 |
| | 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 | 年額 50,000円 | 年額 52,500円 |
| | 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 | 年額 130,000円 | 年額 136,500円 |
| | 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 | 年額 540,000円 | 年額 567,000円 |
| | 資本金等の額が50億円を超える法人 | 年額 800,000円 | 年額 840,000円 |
| 法人税割 | 資本金の額又は出資金の額が2千万円以下の法人 | 5% | |
| | 資本金の額又は出資金の額が、2千万円を超える法人又は相互会社等 | 課税標準となる法人税額が年額1千万円以下のもの | 5% |
| | | 課税標準となる法人税額が年額1千万円を超えるもの | 5.8% (※2) |
| 清算所得（残余財産の一部を分配する場合における清算所得を含む）に対する法人税額に係るもの（※4） | 5.8% | | |

(注) 1 「資本金等の額」とは、法人税法第二条第十六号に規定する額をいいます。
 なお、保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります。
 2 「課税標準となる法人税額（連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額）」は、分割法人にあっては分割される前の額をいいます。
 ※1 均等割の税率については、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「ひろしまの森づくり県民税」導入後の税率が適用されました。
 ※2 広島県では、大規模な社会福祉施設の整備経費の財源に充てるため、法人県民税法人税割の超過課税を延長しました。
 ※3 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人）及び一般財団法人（非営利型法人）は、公益法人等に含まれます。
 ※4 清算所得については、平成22年9月30日までに解散した法人に対して適用されます。

<法人事業税>

★ 外形標準課税の対象とならない法人の場合

| 区 分 | 法人の種類 | 所得（個別所得）区分等 | 平成11年4月1日以後に開始した事業年度（計算期間） | 平成20年10月1日以後に開始した事業年度（計算期間） |
|--|------------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| | | | 税 率 | 税 率 |
| 所得割 | 普通法人 (一般の法人、人格のない社団や財団など) | 所得のうち年400万円以下の金額 | 5% | 2.7% |
| | | 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 7.3% | 4.0% |
| | | 所得のうち年800万円を超える金額 | 9.6% | 5.3% |
| | | 清算所得 ※ | 9.6% | 5.3% |
| | 特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など) | 所得のうち年400万円以下の金額 | 5% | 2.7% |
| | | 所得のうち年400万円を超える金額 | 6.6% | 3.6% |
| 清算所得 ※ | | 6.6% | 3.6% | |
| 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人 | 普通法人 | 所得・清算所得 ※ | 9.6% | 5.3% |
| | 特別法人 | 所得・清算所得 ※ | 6.6% | 3.6% |
| 収入割 | 電気・ガス供給業、生命・損害・少額短期保険業を行う法人 | 収入金額 | 1.3% | 0.7% |

※ 清算所得については、平成22年9月30日までに解散した法人に対して適用されます。

★ 外形標準課税の対象となる法人の場合

| 区 分 | | 平成16年4月1日以後に開始した事業年度（計算期間） | 平成20年10月1日以後に開始した事業年度（計算期間） |
|-----------|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| | | 税 率 | 税 率 |
| 所得割 | 所得のうち年400万円以下の金額 | 3.8% | 1.5% |
| | 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 5.5% | 2.2% |
| | 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ※ | 7.2% | 2.9% |
| | 3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得及び清算所得 ※ | 7.2% | 2.9% |
| 付 加 価 値 割 | | 0.48% | 0.48% |
| 資 本 割 | | 0.2% | 0.2% |

※ 清算所得については、平成22年9月30日までに解散した法人に対して適用されます。

<地方法人特別税>

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が適用されます。

| 区 分 | 税 率 |
|------------------------|------|
| 外形標準課税法人の基準法人所得割額 | 148% |
| 外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額 | 81% |
| 収入金額課税対象法人の基準法人収入割額 | 81% |

(注) 地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額及び基準法人収入割額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除または減免がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。